鹿角市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月１８日

鹿角市長　笹　本　真　司

鹿角市規則第３２号

鹿角市消防団規則の一部を改正する規則

鹿角市消防団規則（昭和54年鹿角市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第２条の２第５項中「第10条に規定する報酬」を「第10条に規定する年額報酬」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第２条関係）

名称、階級別定員及び管轄区域

名称	階級別定員								管轄区域
	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員（うち機能別団員）	計	
鹿角市消防団本部	1	4				2	63 (50)	70	鹿角市一円
鹿角市消防団 第１分団			1	1	2	4	22	30	市街地一円、東山、柏木森
〃			1	1	2	5	16	25	鏡田、用野

第２分団									目、狐平、下川原、高屋、花軒田
〃 第３分団			1	1	2	7	34	45	小深田、乳牛、東町、西町、大曲、高市、鶴田、上台、長野
〃 第４分団			1	1	2	6	35	45	小平、新斗米、級ノ木、館、寺坂、小枝指、雁府
第１分団から第４分団までの計			4	4	8	22	107	145	
鹿角市消防団 第５分団			1	1	1	5	7	15	尾去、西道口、下モ平、蟹沢、新山、城山、上山、水晶山、下夕町
〃 第６分団			1	1	2	6	15	25	山方、中央通り、松子沢、瓜畑、軽井沢、市街地、山神社、新堀

									市営、上、中、新田
第５分団から第６分団までの計			2	2	3	11	22	40	
鹿角市消防団 第７分団			1	1	2	9	32	45	谷内、永田、熊沢、水沢、深、坂比平、八幡平温泉郷
〃 第８分団			1	1	2	6	28	38	夏井、小割沢、林崎、樫内、長牛、桃枝
〃 第９分団			1	1	2	8	23	35	小豆沢、碇、湯瀬
〃 第10分団			1	1	2	6	37	47	大里、葛岡、玉内、松館、石鳥谷、黒沢
〃 第11分団			1	1	2	8	38	50	三ヶ田、長内、荒町、野尻、白欠、大久保、長嶺、川部、和田
第７分団から第11分団			5	5	10	37	158	215	

までの計									
鹿角市消防団 第12分団			1	1	3	6	17	28	館、古町、下小路（上中下）、城ノ下、南、五軒町、横丁、萱町、陣場、上町、中町、下町、川原、高田、土ヶ久保、中野、蟹沢、甚兵ェ川原、山田、瀬田石、柏野
〃 第13分団			1	1	1	4	8	15	高清水、長者久保、上芦名沢、下芦名沢
〃 第14分団			1	1	3	7	27	39	室田、冠田、曲谷地、沢尻、錦丁、古川、浜田、根市戸、五軒屋、申ヶ野、神田
〃 第15分団			1	1	3	5	20	30	石野、松山、大欠、土深井

〃 第16分団			1	1	3	10	35	50	大清水、田代、戸倉、熊取平、太平、中滝、白沢、川上、箒畑、堀内、四ノ岱、四ノ岱住宅、荒瀬、中岱、上ノ湯、新道、湯ノ岱、中田、上町、中町、丁内、下ノ湯、松原、川原の湯、中川原、腰廻、関上、大川原
〃 第17分団			1	1	3	7	23	35	風張、宮野平、一本木、根市、二本柳、保田、中草木、下草木、新田、丸館
第12分団から第17分団までの計			6	6	16	39	130	197	

合計	1	4	17	17	37	111	480 (50)	667	

附　則

この規則は、令和８年10月１日から施行する。